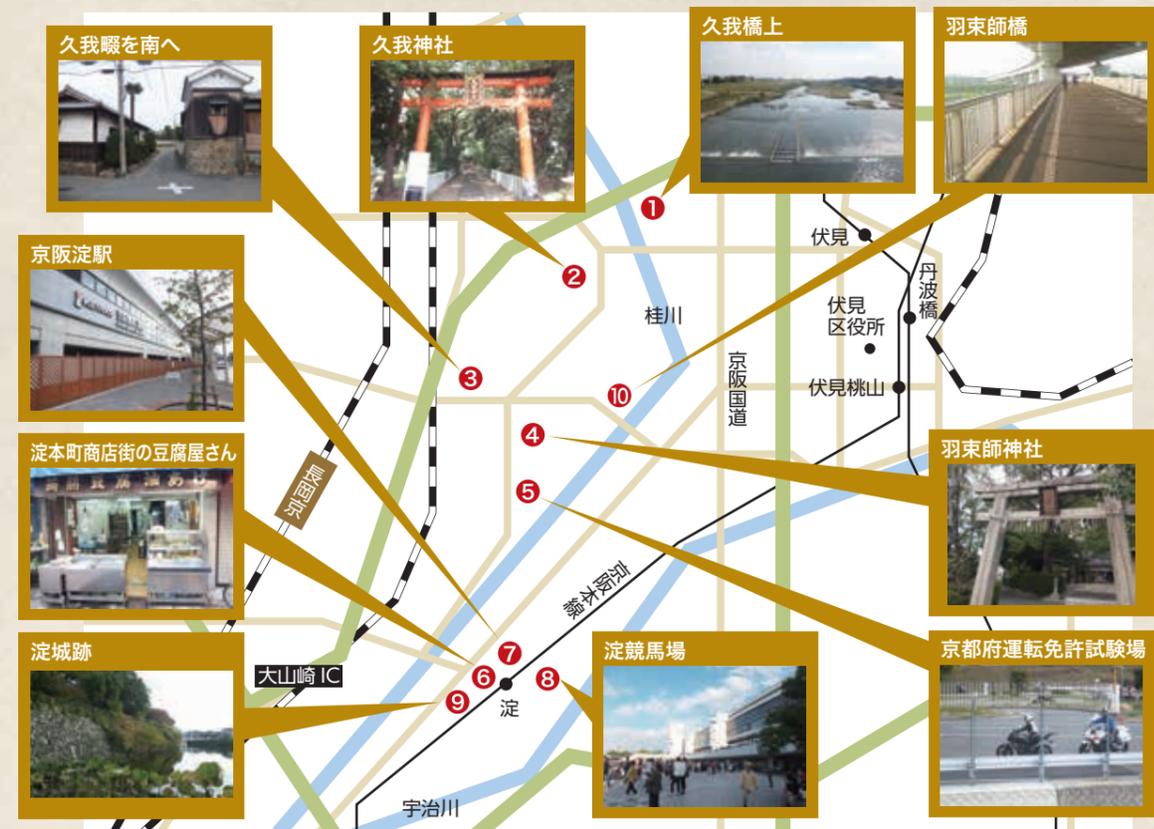


「ふしみ見聞録～小学校区を巡って～」3回目となります。今回は、久我、羽束師、淀の各小学校区を自転車で巡って参りました。

久我とは陸(こが)すなわち水上に浮かぶ陸地の意味で、昔この辺りは水郷地で桂川の自然堤防の小高い

場所だったところに由来するそうです。

また淀は「与渡津」(淀の港の意味)と呼ばれ、古代より諸国からの貢納物や都に運ばれる海産物や塩の陸揚げを集積する商業地で、松平定綱が1623年に築城した淀城跡があります。



- ①久我橋をスタート! 10月中旬の絶好の行楽日和!!
- ②久我神社 七五三詣の掲示板がありました。わが子もそういう時がありました。
- ③久我駅通を南へ。羽束師地区にある趣のある古き良き昭和を感じさせる古い町並み。猫が日向ぼっこしたり田んぼが残っていたりと滋賀県人の私としては落ち着く風景。
- ④羽束師神社 大宝元年(701年)以前からの鎮座だそう。歴史の疎い私にもその荘厳さが伝わってきます。
- ⑤京都府運転免許試験場 皆さん何年かに一度はお世話になるところ。私が注目したのはその南側にある交通安全協会の自動車練習場。取材の日は白バイ隊員による二輪の技術指導があったようで、オートバイ好きな私は一番長い滞在時間となりました。
- ⑥淀本町商店街にある昔ながらの豆腐屋さん。当日の夕食はおでんと決めていたので、厚揚げと餅巾着とおからを購入。餅巾着1コおまけしてもらいました。

- ⑦見違えるように綺麗になった京阪淀駅。旧駅舎も結構好きでした。
- ⑧言わずと知れた淀競馬場。競馬場入場初体験! 取材当日もここでレースがあったので、馬券を買おうと思いましたが、馬券の買い方がわからず断念。残念。
- ⑨淀城跡 石垣とお濠が印象的。敷地内は公園となっていて市民の憩いの場となっているようです。
- ⑩羽束師橋 淀より桂川サイクリングロードを北上し羽束師橋へ。自動車道と歩行者自転車道の2階建て構造。羽束師橋上より望む夕日がとてもきれいでした。



**ナビゲーター 松井寛行**  
 歴史ある町、京都市伏見区。由緒ある寺社も多く、歴史の苦手な私にとって今回の取材は大変勉強になりました。また伏見区の住人となつては10年。まだまだ知らない事ばかりで、地元を知るいい機会を与えて頂きました。どなたか馬券の買い方教えて下さい。

# 伏水

平成27年1月1日  
 第67号

近畿税理士会 伏見支部  
 京都市伏見区下板橋町639-10  
 発行人/萩 恒夫  
 編集人/縄田浩昭

HAPPY NEW YEAR!



新年明けましておめでとうございます。すばらしき新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。今号の「伏水」の表紙は、縁起のいいもの、何かしらおめでたい写真を集めてみました。会員の皆様だけでなく、この「伏水」を手にとっていたいた皆様にも、たくさんの幸せが訪れますことをお祈り申し上げます。



(司会) はぎはら まさひろ  
萩原 政宏

あけましておめでとうございます。本日は、平成27年の年頭にあたって、上野署長と萩支部長に新春対談を行っていただきます。まず初めに、年頭あいさつをお願いします。

### 年頭あいさつ

(署長)

あけましておめでとうございます。  
新年にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。  
旧年中は、萩支部長をはじめ、伏見支部の先生方には私どもの税務行政全般につきまして、多大なご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。  
おかげをもちまして、伏見税務署の事務運営は順調に推移しております。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、間もなく平成26年分の所得税・消費税などの確定申告期を迎えることになります。

本年も、伏見支部の先生方に還付申告会場における事前集合指導及び地区相談会場における申告相談を行っていただくこととなっております。

なお、還付申告会場及び地区相談会場合わせて10日間、延べ124名の先生方にご協力いただくこととなりますが、この機会に、是非e-Taxや確定申告書等作成コーナーなどのICT利用について誘導を行っていただければと思っております。

また、萩支部長から「税理士と税務署は申告納税制度を維持するうえで、同じ使命を持つ必要不可欠な関係」とのお言葉をいただいております。私どもとしましても、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を達成するために様々な課題に取り組んでまいります。先生方のご承知のとおり、税を取り巻く環境の変化は目



伏見支部長 はぎ つねお 萩 恒夫 伏見税務署長 うえ の 上野 稔

まぐるしいものがあります。本年も引き続き、萩支部長をはじめ支部の先生方のご支援・ご協力をよろしく願います。

(支部長)

新年あけましておめでとうございます。

私が支部長を拝命して早いもので1年6ヶ月が過ぎました。

支部会員のご支援、ご協力、また、伏見支部の諸先輩の先生が長年にわたって築きあげられた署と支部との強力な協調関係に基づき、会務運営も順調に推移しております。厚く御礼申し上げます。

さて、税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が、平成26年3月20日に参議院本会議において可決・成立し、同年3月31日に公布されました。

今回の税理士法改正では、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などについて、数多くの見直しが行われました。

また、研修受講の義務化、経済的弱者に対する税務支援の従事義務化については、税理士法改正ではなく、税理士会の自主性に委ねられることとされました。



税理士には、税理士法第1条に規定する「税理士の使命」に基づいて、自らに課せられた職責を自覚し研鑽を重ねて税理士業務を遂行することが要請され、公共的使命を有する職業的専門家として税務支援に従事することも求められます。

少子高齢化などの社会環境や国際化・電子情報管理による高度情報化などの経済環境は急速に変化を続け、昨年4月の消費税法の改正をはじめ、環境の変化に応じた税制の見直しが実施されております。今年も伏見支部は、取り巻く環境の変化に対応し、国民や納税者の皆様の期待に応えられるよう「小さなことほど丁寧に、当たりまえのことほど真剣に」取り組んでまいります。

### e-Taxについて

(司会)

それでは、e-Taxについてお伺いいたします。

(署長)

伏見支部の先生方には、日頃からe-Taxの普及にご尽力いただき、感謝しております。

昨年9月に、伏見支部・伏見納税協会及び署の三者で、「伏見e-Tax連絡協議会」を開催し、e-Taxを含むICT利用を推進することを合意しました。本年もより一層の利用をお願いします。

ダイレクト納付につきましては、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、簡単なクリック操作で、届出をした預金口座から納付することができ、また、先生方が、納税者に代わって納付手続きを行うことも可能で、今までになかった利便性をもつものであり、是非ご利用いただきたいと思っております。

(支部長)

ダイレクト納付は、顧問先からも、納付のうっかり忘れもなくなった等、喜ばれています。また、贈与税の申告につきましても、税理士も代理送信ができるようになり、代理送信を行った税理士からも「楽になった」との声があがっています。

e-Taxの利用時間も平日の8時30分から24時までと拡大され、いろいろな分野でe-Taxの間口が広がって、使い勝手がよくなったと感じており、署と協力して一層広めていきたいと思っております。

(署長)

ありがとうございます。

e-Taxは、納税者にとっても、先生方にとっても利便性のあるシステムであると思っております。



今後、より良いものを提供していければと思っておりますので、改善の意見や要望等がありましたら窓口まで申し出ていただけたらと思います。

### 社会保障・税番号制度について

(司会)

次に、社会保障・税番号制度についてですが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び番号関連法が、平成25年5月に公布されました。

この社会保障・税番号制度について、税理士からみてどうでしょうか。

(支部長)

平成28年1月から社会保障・税・災害対策分野で順次、利用が開始される予定と聞いておりますが、税理士は「個人番号関係事務実施者」として、個人番号を含む個人情報である特定個人情報を多数保有することになります。当然、個人番号の漏えい防止等、個人番号の適切な管理のための措置が求められており、まずは制度をよく理解し、さまざまな施策を講じていくことが必要であると考えております。

(署長)

番号制度については、国税の申告の際に添付が義務付けられている書類の一部が添付不要になること、マイ・ポータルという国民一人一人に提供される専用のポータルサイトに、行政機関からのお知らせを表示することができるようになることと国民の利便性の向上などが期待されております。税務行政については、国税当局に提出される申告書・法定調書等の税務関係書類に個人番号及び法人番号が記載されることとなり、法定調書の名寄せや申告書との突合がより正確かつ効率的に行えるようになることから、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながるものと考えております。

番号制度の円滑な導入のためには、先生方の協力が不可欠であり、今後も必要な情報について提供させていただきたいと考えております。この件に関しましても、意見交換をさせていただきながら意思疎通を図っていきたいと考えております。

## 租税教育について

### (司会)

租税教育の重要性が言われていますが、取組状況はいかがでしょうか。

### (支部長)

租税教育の推進は、税の専門家としての立場から、関係機関等と連携して租税教育を実施し、租税の意義や税理士の役割を正しく広く国民に理解してもらい、適正かつ自主的に納税する意識を持ってもらうことを目的にしております。伏見支部では広報委員会が窓口となって租税教室の講師の派遣を行っているところです。

昨年も、伏見区租税教育推進協議会から依頼を受け、伏見中学校、京都すばる高等学校が実施する租税教室にそれぞれ講師を派遣しました。私が卒業した伏見中学校での租税教室は、今年初めてでありましたが、伏見納税協会の青年部の協力を得て、3年生7クラス全員に実施できました。

### (署長)

私も、伏見中学校の租税教室のアンケートを拝見させていただきました。生徒からは税金が大切であることがわかり、今まで以上に興味が持てるようになったという意見が多数寄せられました。大いに効果が上がったと思います。

京都すばる高等学校につきましては、授業を拝見させていただきましたが、税理士先生の授業後、学校側の振り返り授業があり、その後、署職員とのグループワーク授業という取り組みをされており、署から



も若手職員を参加させ、税についての討議を行いました。生徒から活発な意見やするどい質問があったと聞いています。

### (支部長)

伏見支部では、租税教育のもうひとつの取組みとして、昨年7月に京都すばる高等学校会計科の3年生8名の生徒を、インターンシップで2名ずつ4事務所で2日間受け入れ、実際の税理士の仕事を体験してもらいました。これは、昨年で4回目となります。

10月には京都すばる高等学校で「インターンシップ報告会」があり、私も参加させていただきましたが、生徒の皆さんからの感想を聞くと、「将来の心構えを短い時間で学ぶことができた」「税理士の仕事という貴重な経験ができ、将来自分の夢に向かって頑張れる」と、少しは私たちの仕事や役割を理解してもらったように感じました。

質問では、「社会でたくましく生きていくために、これからどういうことに気をつけていけばよいか?」「職業を選ぶ時の決め手は?」といったような質問に、生徒の皆さんの真剣さに頼もしさを感じました。今後も是非続けていきたいと思っています。

### (署長)

税理士事務所へのインターンシップというのは、大阪局管内でも伏見支部が独自に取り組んでおられるものと聞いております。

租税教育を推進していく意味で、現場を理解し、「仕事をする」とはどういうことなのかを知ることは、大変意義のあることだと思います。

今後も租税教育に力を入れて行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

### (支部長)

月が変わりますと、平成26年分確定申告の時期となり、署におかれましても、また、我々税理士にとっても繁忙期となります。また、各会場での申告相談など我々伏見支部会員が一丸となって、署と協力しながら、親切・丁寧でわかりやすい指導をして、税を通じて国民の期待に応えるべく努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

### (司会)

本日は、大変お忙しい中、ありがとうございました。

## 支部活動報告

### 支部役員会

26. 9.18 第3回役員会 伏見納税協会 出席者数22人

1. 新年研修会、意見交換会に関する件(承認)
2. 次回役員会の日程に関する件(承認)
3. 理事会報告
4. 各委員会報告

26.10.29 第1回書面議決

1. 平成26年12月支部厚生事業実施の件(承認)

26.10.31 第2回書面議決

1. 準会員入会承認の件(承認)

26.12.12 第4回役員会 京都税理士会館 出席者数26人

1. 平成26年度分確定申告期の地区相談割当等に関する件
2. 新年研修会、意見交換会に関する件
3. 次回役員会の日程に関する件
4. 理事会報告
5. 各委員会報告

### 税務署・支部懇談会

26.10.16 第4回 伏見税務署 議長 署長

- 出席者数(署10人・支部13人)
1. 「e-Tax」の利用拡大について
  2. 書面添付制度について
  3. 当面の諸問題について懇談

26.12.18 第5回 伏見税務署 議長 支部長

- 出席者数(署10人・支部13人)
1. 「e-Tax」の利用拡大について
  2. 書面添付制度について
  3. 平成26年度分確定申告期の地区相談について
  4. 当面の諸問題について懇談

### 伏見e-Tax連絡協議会

26. 9. 5 伏見e-Tax連絡協議会

出席者数(署10人・支部12人・協会4人)

1. 平成25年度「e-Tax」の利用状況と検証
2. 平成26年度「e-Tax」への取組
3. 広報その他

### 総務委員会

26.12.12 第3回委員会 京都税理士会館 出席者数10人

1. 平成26年度諸事業実行に関する件
2. 平成26年度予算実行に関する件
3. その他当面の諸問題について

### 研修委員会

26. 9. 3 第3回研修会 出席者数110人(うち他支部19人)

テーマ 「やっぱり実務に大事!」  
～資産税について～

講師 税理士 笹岡宏保氏

会場 京都税理士会館

26. 9.12 第4回研修会 出席者数70人(うち他支部1人)

テーマ 「銀行が認める経営改善計画書の書き方」

講師 ①京都中央信用金庫 審査部

部長 百武健一氏

②京都信用保証協会 事業部

経営支援室経営支援課

課長 北本勝也氏

主査 横澤龍吉氏

③村田裕人会員、新見和也会員、

垣木英宏会員、汐瀬雅彦会員

会場 京都税理士会館

26.10. 3 第5回研修会 出席者数78人(うち他支部3人)

テーマ 「やっぱり実務に大事! 法人税」

チェックシートによる法人決算と申告の最終チェック

税務調査で否認を受けないために

講師 税理士 植田卓氏

会場 京都税理士会館

26.10.15 第6回研修会 出席者数53人(うち他支部1人)

テーマ 「税務調査と税理士の職務」

ーリーガルマインドと紛争予防の視点ー

講師 専修大学法学部教授・弁護士

増田英敏氏

会場 京都税理士会館

26.11. 6 第7回研修会 出席者数77人(うち他支部6人)

テーマ 「やっぱり実務に大事! 法人税

ー隣接分野との接点も含めてー」

講師 税理士 上西左大信氏

会場 京都税理士会館

**26.12.12 第8回研修会** 出席者数84人(うち他支部6人)  
 テーマ 「やっぱり実務に大事!消費税」  
 講師 税理士 金井恵美子氏  
 会場 京都税理士会館

**26.12.12 第4回委員会** 京都税理士会館 出席者数7人  
 1. 平成26年度諸事業実行に関する件  
 2. 平成26年度予算実行の件  
 3. その他当面の諸問題について

### 税務支援対策委員会

**26. 7. 1**  
 司法書士の日記念シンポジウムの「司法書士による無料相談会」に派遣する担当税理士1人を選任し、支部連へ通知した。

**26. 7. 8**  
 支部連税対担当者会議に副支部長、委員長が出席し、情報の収集を行った。

**26. 7.23**  
 平成26年度下半期(平成26年10月～平成27年3月)の京都税務相談センターの相談室に派遣する担当税理士11人を選任し、支部連へ通知した。

**26. 8.18**  
 「会計ソフト方式」による記帳指導の指導担当税理士1人を選任し、支部連へ通知した。

**26. 8.20**  
 近畿税理士会の支部税対担当者責任会議に委員長が出席し、情報の収集を行った。

**26. 8.26**  
 平成26年分の確申期地区相談について副支部長、委員長が税務署と協議した。

**26. 8.27**  
 近畿税理士会に「平成26年度「税を考える週間」参加行事(税務相談)開催計画」について回答を行った。

**26. 8.29**  
 第3回委員会(書面決議)に基づき、近畿税理士会に「平成26年分確定申告相談における「支部間応援」の対応について」の回答を行った。

**26. 9. 3**  
 総務省京都行政評価事務所の「一日合同行政相談所」に派遣する担当税理士1人を選任し、支部連へ通知した。

**26. 9.12**  
 伏見納税協会会員等に対する年末調整相談会担当税理士2人を選任し、伏見納税協会へ通知した。

**26. 9.12**  
 伏見納税協会会員等に対する決算・申告指導の集合指導につき担当税理士15人を選任し、伏見納税協会へ通知した。

**26. 9.16**  
 支部連の「不動産なんでも無料相談」に担当税理士1人を選任し、通知した。

**26.10.31**  
 京都弁護士会の「いい遺言の日」記念無料相談会に派遣する担当税理士1人を選任し、支部連へ通知した。

**26.11. 5 第4回委員会** 伏見納税協会 出席者数8人  
 1. 平成26年分伏見納税協会会員等に対する決算・申告指導実施要領承認の件  
 2. 平成26年分所得税確定申告期における無料税務相談実施要領承認の件  
 3. 平成26年分確定申告期税務支援体制について  
 4. その他当面の諸問題について

**26.11.18**  
 平成26年分確定申告相談の従事免除申出書提出のお願いを送付した。(期限11月30日)

**26.11.25**  
 近畿税理士会の支部税対担当者責任会議に委員長が出席し、情報の収集を行った。

**26.11.26**  
 近畿税理士会に「税務支援の業務実績に係る照会」について回答を行った。

**26.11.26**  
 近畿税理士会に「支部紹介用連絡名簿」について回答を行った。

**26.11.27**  
 京都商工会議所洛南支部の経営支援員2人と「洛南支部税務特別相談会」の事務内容について打合せを行った。

**26.12. 1**  
 伏見納税協会会員等に対する決算・申告指導の分科会での指導につき担当税理士13人を選任し、伏見納税協会へ通知した。

**26.12. 3**  
 一般事業者に対する確申期「税務特別相談会」につき担当税理士3人を選任し、京都商工会議所洛南支部へ通知した。

**26.12. 3**  
 京都市区民相談室に派遣する担当税理士3人を選任し、支部連へ通知した。

伏見区役所 1人(平成27年1月26日実施)

醍醐支所 1人(平成27年1月26日実施)

深草支所 1人(平成27年1月27日実施)

**26.12. 5**  
 「会計ソフト方式による記帳指導」の指導担当税理士3人、待機税理士3人を選任し、支部連へ通知した。

**26.12.11**  
 伏見納税協会会員等に対する決算・申告指導の電子申告に対応するため、代理送信担当者リスト及び税務支援用電子申告開始届出書11人分を伏見税務署へ提出した。

**26.12.12 第5回委員会** 京都税理士会館 出席者数8人  
 1. 平成26年分確定申告相談方式による税務支援実施に関する件  
 2. その他当面の諸問題について

**26.12.15**  
 平成26年分「確定申告税務支援個人別担当表」を送付した。

### 広報委員会

**26. 9. 2** 上京税務署 出席者数2人  
 租税教室講師育成研修会に出席した。

**26. 9.25**  
 京都府立すばる高等学校「租税教室」の講師3人を選任し、伏見区租税教室推進協議会へ通知した。

**26. 9.29 第6回委員会** 伏見納税協会 出席者数8人  
 1. 支部報「伏水」第67号原稿打ち合わせ  
 2. その他当面の諸問題について

**26.10. 1**  
 京都市立伏見中学校「租税教室」の講師4人を選任し、伏見区租税教室推進協議会へ通知した。

**26.10. 7** 近畿税理士会館 出席者数3人  
 平成26年度・租税教室講師研修会に出席した。

**26.10. 8～10.10**  
 京都府立京都すばる高等学校「租税教室」の講師に支部会員から3人を派遣した。

**26.10.16** 京都府立京都すばる高等学校 出席者数7人  
 インターンシップ報告会に出席した。

**26.10.21**  
 京都市立伏見中学校「租税教室」の講師に支部会員から4人を派遣した。

**26.12. 1 第7回委員会** 伏見納税協会 出席者数9人  
 1. 支部報「伏水」第67号原稿打ち合わせ  
 2. その他当面の諸問題について

**26.12. 8 第8回委員会** 伏見納税協会 出席者数8人  
 1. 支部報「伏水」第67号原稿打ち合わせ  
 2. その他当面の諸問題について

**26.12.12 第9回委員会** 京都税理士会館 出席者数9人  
 1. 支部報「伏水」第67号原稿打ち合わせ  
 2. その他当面の諸問題について

**26.12.26 第10回委員会** フリップフロップ 出席者数10人  
 1. 支部報「伏水」第67号発送  
 2. その他当面の諸問題について

### 厚生委員会

**26. 7. 4** ラウンドワン河原町店 出席者数9人  
 支部連ボウリング大会に参加した。

**26. 7. 8** 京都税理士会館 出席者数2人  
 支部連厚生担当者会議に参加した。

**26. 7.18** リーガロイヤルホテル京都 出席者数91人  
 夏季意見交換会を開催した。

**26. 7.26** 雀荘パーク 出席者数23人  
 麻雀大会を開催した。

**26. 9. 6** 太陽ヶ丘グラウンド 出席者数26人  
 支部連ソフトボール大会に参加した。

**26.10. 4～6**  
 支部旅行「沖縄」台風18号の影響により中止した。(出席予定者数32人)

**26.10.11** 太陽ヶ丘グラウンド 出席者数2人  
 京都自由業団体親睦ソフトボール大会に参加した。

**26.12. 7** 丹波ワインハウス 出席者数27人  
 支部日帰りレクリエーションを実施した。

**26.12.12 第3回委員会** 京都税理士会館 出席者数9人  
 1. 支部旅行の報告及び反省について  
 2. 新年賀詞交換会について  
 3. その他当面の諸問題について

## 新入会員紹介



さとう こうし  
佐藤 講二  
(正会員)

この度、新入会員として伏見支部に入会させて頂きました佐藤講二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は温泉で有名な大分県の別府市で生まれ育ち、同志社大学入学をきっかけに京都に住み始め、早20数年が経ちました。伏見区には5年前より住み始めましたが歴史的な名所や緑も多く、生活するにはもってこいの場所だと感じております。

私が税理士を目指したのは大学4年生のときでした。大学入学当時はバブル全盛期で景気の良い話が沢山ありましたが、卒業の頃にはバブルが崩壊してしまい就職活動も上手くいかずなんとなく始めた税理士試験でした。そのような曖昧なきっかけで始めた税理士試験でしたので早く合格して一人前の税理士になってやろうといった強い気持ちがなく、幾つもの誘惑に負けながら細々と勉強を続け、やっと今日税理士に登録することが出来ました。今後は税理士としての誇りとプライドを持って多くの方に感謝されるように頑張っていきたいと思っております。

趣味はゴルフとミステリー小説を読むことです。ゴルフについては経験年数の割にスコアはさっぱりで、私より後に始めた会社の後輩たちのスコアを聞き、こんなに運動音痴だったかなと情けなく感じています。以前は足繁く通った練習場も最近ではほとんど行かなくなり、ゴルフ場に行ってラウンド中にスイングの感覚を取り戻しながらプレーをしています。伏水会はゴルフが盛んと聞いており、機会があればぜひ参加させて頂きたいと思っております。

現在は寝屋川市で自動車部品を製造している(株)エクセディという会社で企業内税理士として勤務しております。日々の業務では法人税や消費税には携わることが多いのですが、所得税や相続税といった個人税制に触れる機会がほとんど無いため、将来の独立に向けて日々勉強の毎日です。

まだまだ税理士として知識・経験が浅く若輩者ですが、早く一人前の税理士になれるよう先輩方のご指導賜りますよう宜しくお願いいたします。

この度、宇治支部から伏見支部へ異動しました中谷吉伸と申します。今年、結婚を期に伏見に引っ越すこととなり、異動して参りました。よろしくお願い致します。私は、城陽市にある税理士事務所で約5年間勤めた後、独立して大手筋商店街にて学習塾を開業致しました。中学受験や高校受験がメインですが、小学1年生から高校生まで幅広く教育しております。税理士業は、今の日本を支えている現役の方々をサポートするのが主な仕事だと思いますが、学習塾は将来の日本を支える人を育てることが仕事となります。学習塾ですので、勉強を教えて学力を伸ばすことが第一ですが、勉強だけでなく人間として成長できるように道徳やマナーなども教えています。また最近では、インターネットで授業の配信を行う「塾の家庭教師」というサイトを立ち上げ、様々な角度から事業展開しております。塾業界は、税理士業界と違い、横の繋がりがあまりありません。そのため、支部のイベント等に参加したいところですが、平日や土曜日は塾にいるため、支部での集まりになかなか参加できないのが残念です。さて、最近の子ども事情を少しお書きします。今の学校はエアコン完備、教科書もカラーなど、とても恵まれていると感じます。また、子ども携帯やスマートフォンの所持率が高いのは最近の特徴です。常に親や友達から監視されているようで気の毒です。スマートフォンを放置していると考えられないほどたくさんのメッセージがラインで来ます。ピタパやイコカで改札を通ると親にメールが届きます。私の塾でも入室時と退室時にメールを送っています。パソコンや携帯電話の普及により、情報が豊富で、ませている子どもが増えています。そのような環境の中、子どもたちの本質は昔とあまり変わっていないように感じます。虫を捕まえてきたり池で遊んできたりする小学生もいます。真剣に勉強をする子どももいます。残念ながら学校の授業についていけない子どももいます。中学卒業時にまだアルファベットもまともに書けない子どももいます。不登校の子どもも塾に何名かいました。どういうわけか、私の塾にはアジア、アメリカ、ヨーロッパなど帰国子女がたくさんいます。この子らを見ていますと、今の時代は二か国語を話せるのは当たり前だと痛感します。また保護者とお話しをすると子どものことがよくわかります。始めてお会いするときも、話をするだけで子どもの性別が九割わかります。家で勉強できる環境かどうか、保護者の方がどれだけ熱心かどうかで子どもの学力がわかります。子は親の鏡と言いますが、本当にその通りだと思います。税理士とは違う話になりましたが、今後ともよろしくお願い致します。また塾の近くに来られた際にはお気軽にお立ち寄り下さい。



なか や よしのぶ  
中谷 吉伸  
(正会員)



はやみ なおこ  
早速 奈保子  
(正会員)

伏見支部に入会させて頂きました。早速奈保子と申します。若輩者ですが、伏見支部の皆様どうぞよろしくお願い致します。

僭越ながら自己紹介をさせていただきます。私は、神戸市で生まれ、神戸市で育ち、専門学校卒業後、芦屋市の税理士事務所に6年程お世話になりました。その後京都市伏見区の税理士法人に転職してはや1年が経とうとしております。趣味は友達と遊ぶこと。好きな食べ物は枝豆です。

ここで、神戸について話させていただきます。皆様は神戸に行かれたことはございますでしょうか。神戸と聞いて思い浮かばれる場所はおそらく「南京町」や「旧居留地」「モザイク」あたりかと思いますが、私のおすすめは、「新開地から湊川」エリアです。労働者の街として古くから地元の方々に親しまれてきた新開地ですが、立ち飲み屋さんや競艇しかなかった昔とは違い、若い方が営む雑貨屋さんやカフェも少しずつ増えてきております。神戸観光に飽きてしまった方がいらっしゃいましたら次回は是非、新開地・湊川エリアを候補に挙げてもらえればと思います。

京都市で生活を始めて1年、先輩方に連れて行っていただくお店すべてが美味しいお料理に上品な盛り付け、店員さんのお心遣いと、店内の雰囲気にもまいがしてしまいそうです。やはり日本が世界に誇る街は違うなと、日々感動しております。伏見支部の皆様はどのようなお店に行かれているのでしょうか。また教えてもらえると嬉しいです。

最後に、これから税理士として更に勉強を続け、成長していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

この度、伏見支部に転入して参りました税理士法人京都経営の辻本雅彦と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私がこの業界に足を踏み入れることになったきっかけは、大学の必修科目で「簿記」を学んだことです。このとき、「簿記っておもしろい」と感じたことが私の人生の方向性を決定づけたと言っても過言ではありません。その後、税務の専門家として人の役にたきたいとの思いで税理士になることを決意しました。友人が就職活動をしているなか、私は税理士試験に向けて必死で電卓をたたいてたことをよく覚えております。大学卒業後、会計事務所働き始め、時間はかかりましたが晴れて税理士となることができました。

話は変わりますが、近頃、運動する機会がめっきり減りました。運動不足が原因であることは明らかではありますが、ちょっとした運動でもそのあとに必ず筋肉痛がやってきます。学生時代はどちらかというと体を動かすことが好きな方であったのですが、年々運動することが少なくなり、最近では「健康」という言葉に敏感になってきました。何をしても健康が基本であると肝に銘じて、仕事に取り組むにあたり、運動不足を解消し、体調管理に気を付けたいと思っております。

私は税理士として歩み始めたばかりではありますが、税理士は本当にやりがいのある仕事だと思います。税金の種類は多岐にわたっていて、毎年税制改正があります。そのため、納税者の中には税金は非常にわかりにくいと感じておられる方も少なくありません。私は税務の専門家として公正な立場において、多くの納税者の支えとなる税理士になれるよう日々精進して参りたいと思っております。

最後になりましたが、まだまだ未熟者でございますので、諸先輩の先生方には何かとお世話になることと思っております。何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



**安心できると、  
新しい未来が見えてくる。**

**企業保障約36万社**  
※平成25年度末。当社調べ。  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。





**大同生命**

京都税理士共済支社・京都支社/  
京都市中京区烏丸通り三条下ル饅頭屋町595-3 TEL. 075-256-7102



なかむら かそう  
中村 嘉造  
(準会員)

近畿税理士会伏見支部の皆様、こんにちは。

本年7月に伏見税務署長を定年退職いたしました中村でございます。

伏見税務署在勤中は、萩支部長様をはじめ、伏見支部の皆様には署務運営に格別のご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございました。これまで伏見支部は「対話と協調」をスローガンに、署との協力体制を築いてこられました。今後ともこのよき伝統を引き継ぎ、税務行政をご支援くださいますようよろしくお願い申し上げます。

さて、私は9月24日に税理士登録を済ませ、彦根市にて税理士事務所を開設し、彦根支部に所属致しました。従いまして、伏見支部では準会員となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ところで、私はご当地「伏見」には大変なご縁を感じております。といいますのは、まず、学生時代が龍谷大学深草キャンパスでして、落語研究会に所属し、勉強そっちのけの生活をしていました。当時は今のように立派な学舎もなく、進駐軍の兵舎跡がクラブボックスで、教室に行かない日はあってもクラブに行かない日はないくらいでした。4回生になって、国税専門官の試験会場が龍谷大学だったこともあり、受験しましたところ、親鸞聖人のお陰で運よく合格させていただきました。

そして、最初に配属されたのが右京税務署、同期生10人が京都の署に配置され、全員が新町3丁目にあった国税局伏見寮(山本本家の酒蔵の隣です)に入寮しました。ここで4年間を過ごしましたが、その間に詩吟教室に通い深草商店街の皆さんと一緒に楽しく稽古させていただきました。先日、寮の跡地に行ってきましたが、今は大きなマンションが建っており、市道との境にあった「陸軍用地」の石碑だけが残っていました。

次のご縁は、結婚して入居しましたのが桃山町泰長老にあった桃山東合同宿舎(JR桃山駅の東側です)であったことです。ここで2人の子どもが生まれ、休日には家族で大手筋や桃山御陵へよく出かけました。宿舎には9年間住んで、郷里の彦根に帰りました。

その次のご縁は、伏見税務署長を拝命したことです。まさか、伏見で社会人生活をスタートし、最後も伏見で迎えるとは思っていませんでした。伏見は歴史の宝庫であり、日本酒のメッカであり、すばらしい方々に囲まれ、私にとっては第二の故郷ともいえるべきすばらしい地です。そういえば、伏見税務署の京町通り南角にも「陸軍用地」の石碑が残っています。

伏見支部の皆様方には、これからも大変お世話になることと思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

支部会員の異動(平成26年8月～平成26年12月) 正会員 153人、準会員 15人、法人会員 8社(平成26年12月5日現在)

異動理由	氏名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
正会員	転入(茨木より)	辻本 雅彦	西大手町307番地 エイトビル5階 税理士法人京都経営	075-603-9022 603-9055
正会員	転入(宇治より)	中谷 吉伸	深草一ノ坪町35番地20	075-641-0151
正会員	入会(補助)	早速 奈保子	西大手町307番地 エイトビル5階 税理士法人京都経営	075-603-9022 603-9055
正会員	入会(開業)	浅田 朋和	桃山町日向2番地8	075-203-5634 203-5634
正会員	転出(東山へ)	足立 實次	山科区竹鼻竹ノ街道町56 エクセレント山科301号	075-584-0800
正会員	入会(開業)	佐藤 講二	南新地57-4 クレアル南303	075-622-0492
正会員	転出(北へ)	鈴木 健太	大阪市北区角田町8-1 梅田阪急ビルオフィスタワー	06-6315-1181
準会員	加入(彦根)	中村 嘉造	滋賀県彦根市松原町1802-4	0749-47-6721 0749-47-6721

## 祝!! 伏見税務署長表彰受彰

11月19日 京都ロイヤルホテル&スパ

### ～伏見支部が表彰されました!!!～

平成26年度納税表彰式(主催:伏見税務署、公益社団法人伏見納税協会、伏見納税貯蓄組合連合会)において、当伏見支部が租税教育推進校等として伏見税務署長表彰を受彰いたしました。

これは、日ごろから租税教室の開催やインターンシップの受入等の租税教育の推進に取り組み、租税の役割や納税義務についての正しい知識の普及に多大な貢献をしたことを評価されたものです。

租税教室については、従来から実施している京都すばる高等学校での実施に加えて、新たに伏見中学校で実施された租税教室にも、支部から多数の講師派遣を行いました。

また、インターンシップの受入れについては、大阪国税局管内の支部でこのような取り組みを行っている支部は他にないという、たいへん特色ある事業となっております。

また、このインターンシップや租税教室について、当伏見支部と協力して実施しております京都すばる高等学校も同納税表彰式において、租税教育推進校等として国税庁長官表彰感謝状を受贈されました。

ここに、ご報告するとともに、この榮譽に対しお祝いを申し上げます。



記帳は顧問先で、会計は会計事務所。これがベストコンビ!

統合記帳ソフト  
**JDL IBEX Book Keeper**

会計事務所から顧問先へ無償提供できます!

モティ、エディ、アイハックスゴー

株式会社 日本デジタル研究所 03-5606-3111 http://www.jdl.co.jp/

JDL IBEX BookKeeperは会計事務所から入力業務をなくします。そして会計事務所と顧問先の職域を明確化! 会計事務所の経営スタイルを革新!

会計事務所実務において大きな負担となっている会計データ入力! このデータ入力をなくすのが「統合記帳ソフト」JDL IBEX BookKeeperです。記帳は顧問先で、会計は会計事務所。それぞれの職域を明確化し、会計事務所に専門知識を活かした本来の役割に専念できる実務スタイルを構築。JDL IBEX BookKeeperは会計事務所からデータ入力をなくします。

- JDL IBEX BookKeeper製品特長
  - ・選べる5つの入力方式。あらゆる顧問先の記帳をスムーズにシステム化!
  - ・会計事務所での科目判断に必要な情報を確実に収集!
  - ・顧問先が入力した記帳データを活用して速やかな監査・帳表作成!
  - ・インターネットを通じた安心・安全のデータ運用!
  - ・ネットプリーフィング機能で顧問先をしっかりとサポート!
- JDL IBEX BookKeeper 顧問先導入指導マニュアルを無料進呈!
  - 顧問先へのJDL IBEX BookKeeperの導入方法から日々の運用まで詳しく解説した「JDL IBEX BookKeeper 顧問先導入指導マニュアル」を無料進呈! お気軽にお声掛けください。

詳しくはホームページへ BookKeeper 検索

これからもよろしくお願いたします

**京都信用金庫**

コミュニティ・バンク  
京都信用金庫は  
地域の皆様とともに  
歩んでまいります

ゆたかなコミュニティを求めて

伏見支店 TEL601-9131  
北伏見支店 TEL642-4711  
桃山支店 TEL622-6722  
六地藏支店 TEL622-7111  
南桃山支店 TEL621-5441  
稻荷支店 TEL641-5291

# インターンシップ報告会

おきなが ようすけ  
沖永 陽祐

京都府立京都すばる高等学校からの税理士事務所インターンシップの報告会が10月16日に同校において開催されました。伏見支部では毎年同校からインターンシップ受入れをしており、今年で4回目となります。支部からは、萩支部長、萩原広報担当副支部長、縄田広報委員長に加え、受入れ事務所として堀口先生、小山敏先生、京都あおい税理士法人の垣木先生、税理士法人京都経営の沖永の計4事務所が参加しました。学校からは、校長先生、ご担当の先生方、インターンシップに参加してくれた3年生の生徒さん8名が参加され、また、税務署のご担当の方も参加され、大人数での報告会となりました。



はじめに、校長先生のご挨拶、萩支部長のご挨拶、税務署担当者のご挨拶につづき、生徒さんからお礼と感想の発表がありました。生徒さんからは、「入力等の実際の業務ができて良かった」、「税理士のことがわかった」、「社会人としての心構えを教えてもらった」等々の意見をもらいました。

つぎに、受入れの4事務所からの内容報告を行いました。各事務所それぞれが特徴を出し、入力業務体験や同行体験、実際の社員研修資料での勉強会の実施等の報告がありました。

最後に、生徒さんからの質問がありました。内容は進路に関することや大学での過ごし方、税理士試験の勉強の方法があがりました。頂戴した質問に対しては、萩支部長含む参加税理士全員で回答し、経験をもとに人生の考え方や学生生活の送り方等をお伝えしました。

私は、一昨年、昨年とこのインターンシップの所内担当として携わってきました。インターンシップ報告会への参加は初めてとなりましたが、他の事務所の先生方がこういったインターンシップ内容を



をされているとか、先生方の人生経験談等を聞いて、非常に参考になりました。来年以降も受入れをする機会がありましたら、生徒さんに税理士の魅力をお伝えしていきたいと思っております。

## 租税教室

- ① 京都府立京都すばる高等学校  
10月8日(水)~10日(金)  
遠藤久美子会員・辻田京一会員・樋爪利行会員
- ② 京都市立伏見中学校  
10月21日(火)  
沖勝正会員・金山昌泰会員・  
神佐真由美会員・寺石弘美会員



寺石弘美会員



沖勝正会員



金山昌泰会員



### 伏見中学校でのご感想

かなやま まさやす  
金山 昌泰

租税教室について講師を務めるのは初めてでしたが中学生の税金に対する率直な考えを知ることができたことや授業を通して中学生の税金に対するネガティブなイメージが変わっていくのを感じることができたことにやりがいを感じました。税金について考えてもらうことや税理士の仕事を知ってもらうこともできる意味のある取り組みであると思うので多くの学校で実施していくことができたらと思います。

かんざま ゆみ  
神佐 真由美

初めての、しかも半分大人の中学3年生に対する授業でしたので、不安と緊張でいっぱいになりながら当日を迎えた租税教室でしたが、大変元気なクラスで、発言も積極的、生徒さんのパワーに負けないように声が自然と大きくなりました。税金は決して関係のないことではなくて、学校をはじめ、皆さんにとって身近なものであることをお話したうえで、日本の財政状況をお話し、税金や政治に関心を持ってほしいと訴えました。短い時間でどのくらい伝わったかわかりませんが、熱心に聞いてくれて、メモも進んでいましたので、少しはインパクトを与えることができたかな、と思っています。また機会を頂けたら、積極的に取り組んでいきたいです。

### ■京都すばる高等学校の生徒さんから

- ① 難しかったけど、話し方など聞きやすくて理解したいなと思う気持ちになれました。今まではただ払っただけで感じてでしたが、税金のことをしっかり理解して今の日本の経済とかにも詳しくなれたらと思う授業でした。また来て欲しいです。
- ② 実際にこうだったとしたらという体験的な学習ができて、難しかったけど、どの人も公平になるような考えをすることができて良かったです。また機会があれば、こういう授業を受けてみたいと思いました。また、少しずつ税の知識を深めていきます。
- ③ 私は将来、税理士になろうか迷っていました。しかし、今回の租税教室を聞いて、前で話しておられる税理士さんを見て、私は、自分もこんなふうな人の役に立ちたいと思いました。だから将来、カッコいい税理士さんになりたいです。

なが——い、おつきあい。

事業をしっかりサポート

事業融資

各種金利プラン充実

住宅ローン

ニーズに合ったご提案

資産運用

給与・年金受取口座として

新規口座開設

京都銀行はさまざまなシーンで皆様を応援します！

飾らない銀行

京都銀行

www.kyozei.or.jp/

行事予定、各種講座・新刊図書のお申し込みをご案内しております。是非ご覧ください。出資金1万円(会費無料)で様々な特典が受けられます。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

## 京都税理士協同組合

〒604-0943 京都市中京区麩屋町通御池上ル上白山町258-2 京都税理士会館内  
Tel 222-2311(代) Fax 222-2355

# 近畿税理士会 成年後見支援センターオープン!

あかいわ あや 赤岩 綾

## 1. 「近畿税理士会 成年後見支援センター」がスタート

去る平成26年10月2日、近畿税理士会設立50周年記念式典(於:帝国ホテル大阪)に先立ち、「近畿税理士会 成年後見支援センター」(以下、「支援センター」)開所式が近畿税理士会館にて執り行われました。この支援センター相談室の相談員の一人として、私も出席させていただきました。

大阪国税局、大阪家庭裁判所、日本税理士会連合会等の各方面から来賓の方々のご臨席され、近畿税理士会会長のご挨拶から始まった開所式は、テープカットとくす玉開花まで滞りなく行われました。テープカットはテレビでしか見たことがない私にとって感動の瞬間でした。そして、支援センターがまずは第一歩を踏み出したことに身の引き締まる思いがいたしました。

(以下、文中の意見にわたる部分については筆者の私見であることを申し添えておきます。)



## 2. 税理士と成年後見制度

「成年後見制度」とは、「精神障害等で判断能力が不十分な方々が不利益を被らないように支援・保護する制度」であり、平成12年4月の介護保険制度導入とともに、民法等の改正によりスタートしました。①民法で規定される「法定後見制度」②新たに設けられた「任意後見制度」③民法改正前(旧制度)における、戸籍への記載という公示方法を廃止して設けられた「後見登記制度」の大きく3つの制度で構成されています。

制度スタートから14年が経過し、平成25年12月末日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で176,564人となりました(裁判所公表資料 <http://www.courts.go.jp/about/siryu/kouken/>より。以下、同様)。

成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)と被成年後見人等(以下、「本人」との関係では制度スタート当初は90%以上が本人の親族でしたが、年々**本人の親族以外の第三者が選任される件数が増加**しています。

税理士については制度スタート2年目の平成13年度には「選任されている」という記載こそあれ、件数の集計は平成22年まで「その他」に含まれていました。平成23年から初めて個別に集計されています(平成23年74件、平成24年71件)。

	その年度(年)の		成年後見人等と本人の関係		第三者のうち			
	申立件数(件)	認容件数(件)	親族(%)	第三者(%)	弁護士(件)	司法書士(件)	社会福祉士(件)	税理士(件)
平成12年度 (H12.4~H13.3)	9,007	3,512	90.9	9.1	166	117	-	-
平成15年度 (H15.4~H16.3)	17,086	14,156	82.5	17.5	952	999	313	-
平成20年※1	26,459	24,190	68.5	31.5	2,265	2,837	1,639	-
平成25年	34,548	32,278	42.2	※2 57.8	5,870	7,295	3,332	81

※1 平成19年度(H19.4~H20.3)を最後に、平成20年から暦年の集計となっている。 ※2 平成24年に初めて第三者が親族を上回った。

専門職のうち、弁護士や司法書士の受任件数が圧倒的に多いのは、成年後見人等の事務が弁護士法・司法書士法でそれぞれに規定されている職務(業務)に含まれるため、当然のことといえましょう。

税理士にとって成年後見人等の事務は**税理士法第2条に規定する税理士業務にはあたらないため**、例えば、税理士が受け取る成年後見人等の報酬は、報酬付与の審判が下りた年分の雑所得となります。それなのになぜ、税理士が「専門職後見人」として成年後見制度に係わる必要があるのでしょうか。

ここで、成年後見等開始の申立ての動機について「**預貯金等の管理・解約**」が常に半数以上でトップであることに注目したいと思います。そもそも、税理士は税務・会計のスペシャリストであるとともに(税理士法第2条)、業務の遂行に当たって必要な専門

性と倫理観の保持を制度上求められています(同第1条)。成年後見人等の職務のひとつ「**財産管理**」については、それを遂行する資質を備えていると言えるのではないのでしょうか。税理士は、申立て動機に見る「成年後見制度を必要とする方々の期待」に応え得る存在であると考えます。

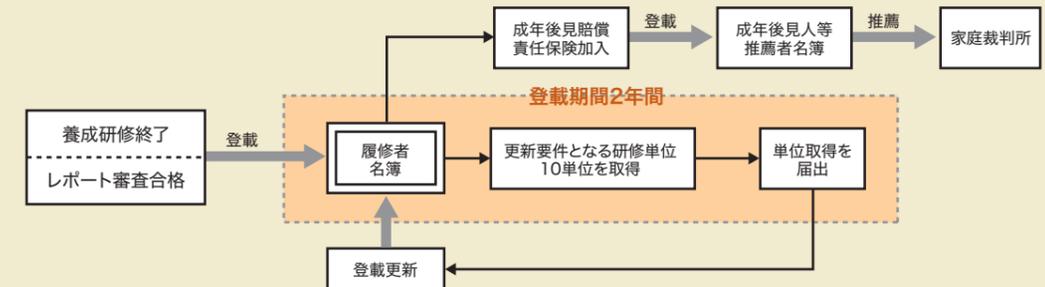
超高齢化社会を迎えている日本において、成年後見制度の充実・発展はさらに必要性を増しています。税理士の職能を活かして成年後見制度に係っていくことは、今後の日本社会への貢献になるとともに、ひいては、税理士全体に対する信頼性の底上げにもつながるという税理士会の狙いもあるのだと思います。

## 3. 近畿税理士会の取り組み

成年後見人等の職務は本人の「財産管理」だけではありません。成年後見法の三大理念「**ノーマライゼーション**」、「**自己決定権の尊重**」、「**身上保護の重視**」に基づき、「**身上監護**」も「財産管理」とともに達成すべき職務とされています。

これらの理念を始め、成年後見制度そのもの、身上監護については多くの税理士にとっては未知の部分が多く、研修等によって知識の充実を図ることが必要になります。

近畿税理士会(公益活動対策部)では、成年後見人等の職務を遂行できる人材の養成を目的として、平成15年以降毎年度「成年後見人等養成研修」を開催しています。この養成研修から家庭裁判所への推薦の流れは以下のようになっています。



さらに、近畿税理士会では人材養成とともに支援センター設置準備に取り組み、冒頭記載のとおり支援センターでの相談業務を開始しました。また、近畿税理士会のウェブサイトにおいても支援センターのページがアップされています。

支援センターは、2. で記載した「**税理士の職能を活かした社会貢献**」をコンセプトに、成年後見制度の利用を必要とする方やそのご家族・支援者の方々、税理士会員からの相談に応じること、及び、関係機関との連絡協議を通して、成年後見制度に関する対外活動を行うとともに、成年後見制度の普及促進を図ることがその役割となっています。

## 4. むすびに代えて～おひとりさまの老後に備える～

私自身のことを書きますと、平成22年に親族の保佐人となったのを機に近畿税理士会主催の成年後見人等養成研修を受講し、3. に記載した手続きを踏んでいます。近畿税理士会を通じての成年後見人等受任の依頼はまだありませんが、社会貢献・・・というか、困っている方の役に立ちたいという気持ちがあり、依頼があればいつでも応えられるようにしておきたいと思っています。反面、「意思疎通の難しい方をうまく支援できるだろうか、ご家族の理解が得られるだろうか」と、まだ依頼もないのに今から心配しています。

そして、日本人の平均寿命から鑑みると、自分自身が「おひとりさま」になる可能性が極めて高いという現実(苦笑)。遠方の姪甥に「死後事務」をさせる気はしないなあ・・・などと考えると、任意後見についても知識を深めておきたいと少し思っています。「遠くの親類より近くの後見人」の時代は近いのかもしれませんが。

税理士としての専門職後見人はもちろんのこと、個人的には、昨今増加している「市民後見人」についても興味があります。いずれにせよ、社会貢献とともに自分の終活のためにも、今後とも成年後見制度に係わっていきたく考えています。

## 近畿税理士会 成年後見支援センター

相談室: 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館  
 相談日: 毎週水曜日(祝日及び夏期、年末年始等を除く)  
 相談時間: 午前10時～正午、午後1時～午後4時(受付は3時30分まで)  
 相談方法: 電話または面談(面談は要事前予約)  
 電話相談: 06-6809-3680  
 面談予約: 06-6941-2922(面談予約は月～金 受付時間: 午前9時～正午、午後1時～午後5時)





# こんなことをやっています 「厚生委員会」



厚生委員長 いそずみ ゆたか  
五十棲 裕



支部会員の皆様、こんにちは、厚生委員長の五十棲裕でございます。

厚生委員長を仰せつかって早1年が過ぎました。皆様のご指導ご協力のお蔭をもちましてなんとか各種活動を進めております。

さて、厚生委員会の1年間の活動ですが、支部の行事としては、7月の麻雀大会と10月の支部旅行がございます。また支部連の行事には、7月のボウリング大会と9月のソフトボール大会があり、各種行事に多くの会員先生方にご参加をいただき、とても楽しく、時には真剣に取り組んでいたいております。これら会員先生方の目にふれる活動のほかに、会員先生方の慶弔に関するお世話をさせていただいております。例えば、ご結婚

された先生に対するお祝い金やご入院があった場合のお見舞金の交付、会員先生方やご親族にご不幸があった場合の葬儀に際して受付のお手伝いなどです。

このように、厚生委員会の活動は多岐にわたりますが、多くの先生方とお話しし仲良くなれるメリットがございます。是非、厚生委員会に入りたい！という先生がいらっしゃったら私までお声掛けください。お待ちしております！



# ソフトボール大会

平成26年9月6日(土) 太陽ヶ丘グラウンド

今年も恒例の支部対抗ソフトボール大会が開催されました。

1回戦の対戦相手は下京支部。ここは19対3という圧倒的スコアで勝利しました。

2回戦の対戦相手は上京支部。一転して苦しい戦いとなりました。6対2とリードされていた最終回に怒涛の反撃をみせましたが、

残念ながら6対5の1点差で敗れてしまいました。

その後、松茸&すき焼に舌鼓を打ちながらの反省会。

参加された皆さま、応援の皆さま、準備に奔走された皆さま、どうもお疲れ様でした。



# 2014 日帰りレクリエーション

12月7日(日)  
丹波ワインハウス

～初冬の丹波へ大人の工場見学！丹波ワインとおいしいお料理をいただけてきました！！～

竹村祥世

天候にも恵まれ、楽しい日帰りレクでした。私はお酒に弱いので、ワインには詳しくありませんが、ソムリエの方の楽しい説明のおかげで、下戸の私でもおいしくいただくことができました。

ぶどう畑はすでに冬景色でしたが、そんなぶどう畑を眺めながらゆったりした雰囲気の中でいただいた食事もたいへんおいしく、思い出に残る日帰りレクとなりました。ありがとうございました。

浅田芳弘

工場見学では、ワインの作り方について説明を受け、バラがぶどうの病気を見つけるために植えられているとか、白ワインに殺菌効果があるなど、いろいろな豆知識を得ることができて、これからワインを飲む機会を増やしたいと思いました。

工場見学のあとは、大変おいしい料理とワインをたくさんいただき、本当に楽しい冬の日となりました。



# シンガポールの旅 ～交通事情あれこれ～

はたやま れいこ  
幡山 玲子



とうとうやってきた。

目の前の振り返って見ないといけないほどの巨大なタワーを見上げて、万感の思いである。2年前からシンガポールのマリーナベイサンズへ行く決めて、計画してきた旅である。その旅で垣間見たシンガポールの交通事情を少し記してみたい。

シンガポール1日目の目玉であるパームビーチでのチリクラブの夕食を終え、その後場所を変えてラッフルズホテルへシンガポールスリングを飲みに行った時のことである。レストランからラッフルズホテルへと、ホテルから宿舎へとタクシーに乗車したのだが、シンガポールのタクシー料金は摩訶不思議である。目的地に着き、メータを見て意外と安いとほっと胸をなでおろしながら代金を払おうとする。するとタクシーメーターが一旦消えて、先程とは違った料金が表示され、最終的に表示された料金を支払うことになる。この経験はその後の自由行動でのタクシー乗車の際にも何回か遭遇する。この原因は、1日観光の際のガイドさんの解説で氷解した。なんと通行税(中央商業地区料金)のようなものが一定のエリア内ではかかってくるらしい。その他にも深夜加算や交通ラッシュ時の加算、祝日料金加算などいろいろ加算料金があるらしい。

シンガポールは東京23区とほぼ変わらない面積の都市国家である。国土が狭いため交通インフラがマヒを起こさないよう自動車の保有に関していろいろ工夫をして渋滞を抑制している。まず特徴的なのは、新車を購入する場合、政府が登録可能な車両台数を決めて月2回の入札会にかけて価格を決定する新規車両登録権利書を購入しなければならない。日本では本体価格(OMV)は市場価格であるが、シンガ

ポールでは税関が決定し、それに対して輸入税や商品サービス税、登録料、追加登録料、道路税がかかってくる。その結果車の値段が輸出国の値段の数倍にもなるのであるが、意外にもホテルの駐車場やセントーサ島の駐車場などにはジャガー、ランボルギーニやフィアットなどヨーロッパの高級外車が多く停まっている。多分シンガポールには税金をものともしない富裕層がたくさんいるのだと思うが、高級外車を見るたび納税を済ませたことを証明するステッカーが貼られた自動車のフロントガラスの数字が気になって皆で覗きまわったものである。

シンガポールでは、一方で道路を走る自動車を抑制するとともに、他方で人々の移動手段を確保するために、地下鉄網(MRT)が発達している。自由行動日に念願だったオーチャード・ロードへ行くとき地下鉄に乗った。切符を購入しホームへ降りていきエスカレーターに乗ったが、とても速度が速い。日本のエスカレーターとは大違いである。この速度だと老人など安全に乗ることができかどうか不安になる。列車は新しく清潔で、空調が効いている。オーチャードロードからの帰り際、人が多く、乗るのに手こずっていてグループ最後の人が不意打ちにしまったドアに挟まれそうになった。日本ならドアが再度開いて、何とかなるのだが、そのまま閉まってしまう二人置き去りになった。ダイヤは数分おきなので、すぐに追いついたが、列車の運行といい、エスカレーターといい、老人や障がい者は不便なく外出できるであろうかと少し疑問に思った。

シンガポールの旅ではまだ一部しか見ていない。再度来訪して、今度は公共交通機関を利用して、まだ行っていない所をゆっくりと観光してみたいものである。



# 北海道の冬生活

こばやし まゆみ  
小林 真由美



私は北海道出身です。そのことを話すと、「スキー得意ですか?」や「海産物おいしいですね」と言われます。しかし、私は運動も海産物もあまり得意ではありません。そのため期待に沿う回答ができず申し訳ない気持ちになってしまいます。

そんな私ですが、長年北海道で暮らしてきましたので、北海道の冬の生活についてご紹介できたらと思います。ただ、北海道は広いので、地域によっては全く違うこともありますのでご了承下さい。

北海道の平地では、初雪が降るのは毎年11月初旬(平成26年は10月28日でした)。その2週間程前から北海道には雪の知らせが訪れます。通称『ゆきむし』というお尻の白い虫がこの時期だけ飛びます。冬を運んでくれる虫です。ゆきむしを見て、私は毎年「確定申告の準備の時期だなあ」と思っていました。(控除証明書などが届く時期のため)

本格的に雪が降り始めるのは12月中旬から1月初旬。年によっては、ホワイトクリスマスになっていない年もあります。

寒さが本格的になるのは2月。夜はマイナス10度から20度前後になります。マイナス20度ほどになると、息を吸うたびに鼻がかっついているような感覚になります。

そして、朝起きて、窓から外を見ると銀世界の毎日(写真上)。

また、冬の歩道ではそりを引いて買い物に行くお母さん。そりにはスーパーの袋と子供がのっていて、今考えると、ほほえましい光景だなと思います。(当時は、そりを有効活用しているなあと思っていました。)

外は厳しいですが、家の中は25度以上でぽかぽか。実家には、ポイラー室があり、室内では、半袖が当たり前。車で外出するときは、5分前からエンジンをかけておいて、車内が温まった頃に玄関から車へダッシュ。冬なのに、Tシャツで運転している人もいます。

そんな冬を過ごせなくなって3年。年に1度か2度見る雪に懐かしさを感じ、もっと積もって雪を踏みしめて歩けたらと思います。

最後に、厳しい冬の話ばかりではちょっとさみしい気がしますので、私の故郷の遠軽町があるオホーツク海地域の風景を写真にてご紹介します。



冬の阿寒湖



丸瀬布川の溪流



サロマ湖の冬の朝日



遠軽町のコスモス



みなさまのすぐとなりに京都中央信用金庫がいます。

京都中央信用金庫

<b>伏見支店</b> 竹田街道丹波橋下ル ☎(621)3355 FAX(621)3357	<b>醍醐支店</b> 外環状線醍醐高畑交差点角 ☎(571)7373 FAX(571)7383	<b>石田支店</b> 外環状線石田交差点南 ☎(572)6501 FAX(572)6506	<b>竹田支店</b> 竹田街道竹田久保町交差点南 ☎(642)7711 FAX(643)8006	<b>下鳥羽支店</b> 国道1号線赤池交差点東 ☎(623)1011 FAX(601)6041	<b>大手筋支店</b> 大手筋通竹田街道角 ☎(621)8008 FAX(602)9201	<b>淀支店</b> 納所町バス停前 ☎(632)2591 FAX(632)2596
<b>久我支店</b> 久我神川消防出張所前 ☎(921)5711 FAX(921)5571	<b>桃山支店</b> 御香宮神社前 ☎(611)1211 FAX(602)1511	<b>稲荷支店</b> JR稲荷駅北100m本町通沿 ☎(641)6361 FAX(641)5150	<b>藤森支店</b> 社団法人国立健康科学センタービル ☎(641)7165 FAX(641)5127	<b>竹田南支店</b> 竹田城南宮道バス停前 ☎(641)8111 FAX(641)3541	<b>向島支店</b> 向島ニュータウン6街区1棟107 ☎(622)8401 FAX(602)7634	<b>墨染支店</b> 京阪墨染駅東1筋南 ☎(645)1301 FAX(645)1501